

券名	障がい者タクシー料金助成利用券	高齢者タクシー料金助成利用券
対象	◇身体障がい者手帳1級・2級の方 ◇療育手帳A判定の方 ◇精神障がい者保健福祉手帳1級の方 「障がい者タクシー料金助成利用券」と「バス特別乗車証」(*)との併用はできません。	65歳以上の方で、介助なしでは外出することが困難な市民税非課税世帯の高齢者の方(一定の基準に該当する必要があります)
助成内容	本人または生計を一にしている方が所有する自動車の自動車税減免の適用を受けている方やこれから受けられる方は対象になりません。ただし、障がい者タクシーについては、医療的ケアを要する方は除きます(申請時に医師の意見書等が必要)。	
申請方法	各種障がい者手帳と印鑑をお持ちのうえ、 地域福祉課 で申請してください。 ☎84-0641	各種障がい者手帳(お持ちの方のみ)と印鑑をお持ちのうえ、 高齢介護課 で申請してください。☎84-0644

平成30年度の各タクシー料金助成利用券の申請を、3月20日(火)から受け付けます。交付を希望される方は、担当課で手続きをしてください。
 なお、平成29年度の利用券は、平成30年3月31日(土)までの利用となります。

「障がい者タクシー料金助成利用券」と「高齢者タクシー料金助成利用券」の交付について

障がい者バス特別乗車証からの切り替えについて(*)

バス特別乗車証を利用している方で、障がい者タクシー料金助成利用券に切り替えを希望される方(上記のタクシー料金助成券の対象者に該当する方のみ)は、3月30日(金)までに地域福祉課で申請してください。

※年度途中での切り替えはできませんので、ご注意ください。

国民年金学生納付特例のお知らせ

20歳以上の学生も国民年金に加入し、保険料を納付する義務があります。ただし、所得が基準額以下の学生の方は、申請により保険料の納付を猶予されます。

対象

◇大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(1年以上の課程に限る)などに在学する20歳以上の学生
 ※夜間・定時制課程、通信制課程の学生も対象となります。

◇本人の平成29年分の所得が、118万円以下(給与収入約194万円まで)の学生

特例期間

4月～平成31年3月

申請

4月2日(月)以降に 学生証、年金手帳、印章(本人の場合は不要)をお持ちのうえ国民年金課で申請してください。(毎年度申請が必要です)

※平成29年度に学生納付特例を受け、引き続き特例を希望する方で、日本年金機構から送付される学生納付特例申請書(ハガキ)を返送した方は除く。

問い合わせ

国民年金課 ☎840653

中学生用の子ども医療費受給者証を郵送します

現在子ども医療費受給者証をお持ちで、平成30年4月から中学生になるお子さまに、新しい子ども医療費受給者証(半田市内のみ有効)を交付します。対象者には3月下旬に新しい受給者証を郵送しますが、3月中に受給者証が届かない場合は、国民年金課までご連絡ください。
 ※障がい者医療、母子・父子家庭医療の助成を受けることができる方、生活保護受給中の方、児童・障がい者相談センター(児童相談所)の医療券により医療を受けられる方については、子ども医療費受給者証は交付しません。

問い合わせ

国民年金課 ☎840652

半田市内のみ有効

子 子ども医療費受給者証 通院1割負担

受給者番号

受給者 住所 氏名

子ども 氏名 生年月日

有効期間

発行機関名及び印 愛知県 半田市長

交付年月日